

「ヒト胚が関わる発明に関する欧州における特許性」 に関するセミナーのご案内

あらゆる細胞に分化し得る胚性幹細胞（ES 細胞）および iPS 細胞は、損傷した組織・器官・臓器の修復や再生といった再生医療分野で活用されるとともに、医薬アッセイなどの創薬支援分野にも応用されています。これら幹細胞のうち、ヒト ES 細胞は、原理的には、ヒト胚を破壊する工程を経て得られるものであるため、倫理的問題がつきまとい、このことは、ヒト ES 細胞に関する発明の取り扱いにも当てはまります。特に欧州では、バイオ指令第 6 条(2)により、「ヒト胚の産業又は商業目的の使用」は特許の対象から除外する、とされています。しかしながら、ここで何が「ヒト胚」に該当するのかは明確ではありませんでした。これについて欧州連合司法裁判所は、2014 年 12 月、「ヒト胚」の定義について一つの判断を下しました。そこで、同裁判所の判断も踏まえ、ヒト胚が関わる発明に関する、欧州における特許性について解説いたします。